

アジア経済法令ニュース 増刊 No.16-117

自由地区に関する2015年2月12日付モンゴル国法律（新版）〔仮訳〕

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2016年10月10日（月）

自由地区に関する2015年2月12日付 モンゴル国法律（新版）〔仮訳〕 2015年最終改正

目次

第1章	総則
第2章	自由地区の設立、変更又は解散
第3章	自由地区の指導管理
第4章	自由地区内の活動に係る特別規則
第5章	自由地区における経済活動への従事
第6章	自由地区内の土地関係
第7章	自由地区のインフラストラクチャー
第8章	自由地区の警備
第9章	その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

1 この法律の目的は、自由地区の設立、変更又は解散、その位置、指導管理権限の範囲、監督システム、自由地区において遵守すべき租税、関税、検査出入、法人及び個人の登記並びに労働管理に係る特別規則の法的根拠を確定し、実施することと関連する関係を調整することに存する。

第2条 自由地区に関する法令

- 1 自由地区に関する法令は、モンゴル国憲法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令中のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 法的術語の定義

1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。

- (1) 「自由地区」とは、関税その他の租税について関税領域外に存在するとみなされ、経済活動に係る特別規則を有するモンゴル国の領域の一部をいう。
- (2) 「自由地区内の活動に係る特別規則」とは、投資を誘致し、新たな技術を移転させ、輸出を支援し、及び観光又はサービスを発展させる目的のために、自由地区において活動に従事する経済単位又は個人につき関税その他の租税を軽減し、若しくは免除し、検査して出入させ、登記し、税関監督を行い、又は自由地区において旅行し、若しくは労働に従事することに係る優遇的条件についてのこの法律所定の特別調整をいう。
- (3) 「関税領域」とは、税関に関する法律第4条第1項所定の領域をいう。
- (4) 「税関簡素化手続」とは、税関に関する法律第30条所定の手続をいう。

- (5) 「関税外制限」とは、税関に関する法律第 3 条第 1 項第(14)号所定の制限をいう。
- (6) 「貿易優遇」とは、国境検問所に関する法律第 4 条第 1 項第(13)号所定の優遇をいう。
- (7) 「バー・コード」とは、国境検問所に関する法律第 4 条第 1 項第(14)号所定のバー・コードをいう。
- (8) 「自由地区における旅行」とは、モンゴル国の個人、外国の個人又は無国籍者が公務又は私事により自由地区において通過することをいう。
- (9) 「モンゴルの物品」とは、税関に関する法律第 3 条第 1 項第(2)号所定の物品をいう。
- (10) 「自由地区において生産した物品」とは、製品の生産において消費して付加した価値の 40 パーセントを超える部分が自由地区の領域に存在していた物品をいう。
- (11) 「クロスボーダー自由地区」とは、国境が接する国の国境検問所の所在地域に政府間の合意に基づいて設立した自由地区をいう。

第 2 章 自由地区の設立、変更又は解散

第 4 条 自由地区を設立する目的

- 1 自由地区を設立する目的は、当該地区において法制及び投資に係る適切な環境を組成することにより、個人又は経済単位の輸出入を支援し、輸出志向の生産を発展させ、貿易若しくはサービスの新たな分野、観光又は投資を誘致し、トランジット運送又は物流を増大させ、先進的技術又は技術を根づかせ、貿易を優遇し、及び地域の発展を加速させる方法により経済成長を増大させることに存する。

第 5 条 自由地区を設立するのにおいてよるべき原則及び先決条件

- 1 自由地区を設立するのにおいて、国は、次の原則及び条件による。
 - (1) ビジネスを支援する目的のために、公開、透明かつ誠実な競争に基礎を置くこと。
 - (2) 自由地区の所在する地域には、自動車道路、鉄道及び空港等の必要なインフラストラクチャーがあり、又は当該インフラストラクチャーを発展させる可能性があること。
 - (3) 自由地区には、使用する水資源及びエネルギーの供給があること。
 - (4) 都市建設の規準、規則、基準及び空間条件を満たしていること。
 - (5) 自由地区を設立する法的根拠を組成し、投資家及び経済単位又は組織が信頼をもって活動する適切な環境及び条件を形成すること。
 - (6) 自然環境に対しフレンドリーであること。
 - (7) 地域の安定的発展及び地方の経済を支援し、失業を低下させ、専門的人材を準備する詳細に検討した計画を有すること。

第 6 条 自然地区の設立、変更又は解散並びにその境界のプラン及び位置の決定

- 1 モンゴル国において自由地区を設立し、その位置、自由地区に対し授与する所在地域範囲及び境界プランを決定し、変更し、又は解消し、並びに活動の方針及び種類を決定することに係る事項は、これを政府が上呈して周知させ、国家大フレアルが決定する。
- 2 自由地区は、国境検問所及び政府の提案した地域にこれを設立する。
- 3 政府相互間の条約又は合意に従いクロスボーダー自由地区を設立することができ、かつ、当該自由地区においてよるべき政策及び方針は、関連する国と締結した条約

によりこれを調整する。

第3章 自由地区の指導管理

第7条 自由地区に係る事項を所管する国家行政中央機関の権限

- 1 自由地区に係る事項を所管する国家行政中央機関は、次の権限を行使する。
 - (1) 自由地区について国がよるべき政策及び方針を立案する権限
 - (2) 自由地区を設立し、変更し、又は解散することについて提案を立案し、政府に提出する権限
 - (3) 自由地区の活動を関連づけて調整し、統一的指導管理により保障する権限
 - (4) 自由地区の活動を年度ごとに政府に報告する権限
 - (5) 自由地区の分野における国の調整及び活動と関連する予算を立案する権限
 - (6) 自由地区における国家機関及び経済単位の活動を関連づけて調整する権限
 - (7) 自由地区においてローン又は援助による発展計画又はプログラムを指導管理により保障し、実施を確保し、監督を行う権限
 - (8) 自由地区の発展草案及び自由地区について国家大フレーム又は政府が発布した規定又は決定を実施するのに対して監督を行う権限
 - (9) 自由地区の活動について遵守すべき規則又は手続を承認する権限
 - (10) 第21条第1項所定の投資家会議の提案した計画又はプログラムを選抜するのにおいて課すべき基準指標を規定する権限

第8条 自由地区の行政管理者及びその権限

- 1 自由地区の行政管理者は、自由地区の行政指導管理を実施する基本的職責を有する国の代表者である。
- 2 自由地区の行政管理者は、自由地区に係る事項を所管する政府の成員がこれを任命し、又は解任する。
- 3 自由地区の行政管理者は、業務につき自由地区に係る事項を所管する政府の成員に対し責任を負う。
- 4 自由地区の行政管理者は、業務部局を有し、かつ、当該業務部局の構造、定員編制及び費用限度は、政府がこれを規定する。
- 5 自由地区の行政管理者は、所定の様式の印章、標識及び公務用紙の印刷シートを使用する。
- 6 自由地区の行政管理者は、所管する事項の範囲において法令に適合させて命令を発し、かつ、当該命令が法令に適合していない場合には、自らが、又は自由地区に係る事項を所管する政府の成員が変更し、又は失効させる。
- 7 自由地区の行政管理者は、次の権限を行使する。
 - (1) 自由地区の活動と関連する事項について自由地区を代表し、権限の範囲において決定を発する権限
 - (2) 自由地区の発展に係るプログラム及び予算の草案を立案し、承認を経て実施を組織する権限
 - (3) 自由地区の名により契約又は合意を行う権限
 - (4) 自由地区の業務人員及び労働への従事に係る政策を確定して実施する権限
 - (5) 自由地区のインフラストラクチャー及び建設に係る活動を組織し、国家所有の建築施設の開発につき責任を負い、監督を行う権限
 - (6) 自由において活動に従事する法人を登記し、又は登記から抹消する権限
 - (7) 自由地区の領域において個人又は経済単位若しくは組織に対し土地を占有し、又は使用する許可を授与する権限

- (8) 第 21 条第 1 項所定の投資家会議その他の組織と共同で活動する権限
- (9) 自由地区において起源が明確であり、物品の標識及びバー・コードを有する物品を販売することについて経済活動従事者に対し要求を課す権限
- (10) 自由地区の領域において社会秩序を維持し、火災の危険から保護し、又は緊急援助を提供すること等のサービスを調整して実施する権限
- (11) 自由地区においてアルコール飲料を販売し、これを用いてサービスし、煙草を販売し、又は健康に係る専門的活動を展開する特別認可証を自由地区に係る事項を所管する国家行政中央機関が承認した手続に従い授与する権限

第 4 章 自由地区内の活動に係る特別規則

第 9 条 自由地区内の活動に係る特別規則の調整

- 1 自由地区においては、税関、ビザ、モンゴル国の個人、外国の個人又は無国籍者の旅行、法人の登記、通貨規制、専門的監督、労働への従事、租税その他の特別規則を適用する。
- 2 自由地区における国家サービスは、貿易、税務関係、ビジネス及び投資を優遇する電子ワン・ストップ・サービスに基礎を置く。

第 10 条 自由地区内の税関に係る特別規則

- 1 物品を自由地区へ持ち込むのにおいては、次の文書に基づいて税関手続を行う。
 - (1) 国境外から自由地区へ持ち込む物品については、貨物申告書、運送証憑及び必要な場合には、関連する許可証又はライセンス
 - (2) モンゴル国の領域から自由地区へ持ち込む物品については、前号所定の証憑のほか、租税納付済証
- 2 関税率及び関税に関する法律第 38 条第 1 項第(4)号所定以外の旅行者の購入した 300 万トゥググまでの価値を有する物品を自由地区から関税領域へ持ち込むのにおいては、税関簡素化手続を行う。
- 3 国境外から自由地区へ持ち込み、又は自由地区から国境外へ持ち出す物品については、関税外制限を規定しない。
- 4 物品を国境外から自由地区へ持ち込み、又は自由地区から国境外へ持ち出すのにおいては、税関簡素化手続を行う。
- 5 自由地区へ運送する物品については、リスクに基礎を置く税関監督を行う。
- 6 自由地区において活動を展開する経済単位又は組織は、税関機関と電子情報ネットワークにおいて接続し、かつ、自由地区へ運送した物品の登記を電子形式により処理する。

第 11 条 自由地区内のビザに係る特別規則

- 1 国境検問所に位置する自由地区に国境が接する国の個人は 30 日の期間でビザなくして、第三国の個人は相互に旅行する条件に係る事項について締結したモンゴル国の国際条約に従い旅行する。
- 2 モンゴル国に居住する許可を有し、又は「出入」ビザを有する外国の個人は、居住し、又はビザのある期間において、いずれの自由地区においてもビザなくして旅行する。
- 3 第 1 項所定の外国の個人又は無国籍者のビザのある期間又はビザなくして旅行する期間は、30 日まで 1 回延長することができる。
- 4 モンゴル国の個人、外国の個人及び無国籍者は、自由地区において次の文書のいずれかの検査を受けて通過する。
 - (1) モンゴル国の個人については、外国のパスポート、個人身分証明又は運転免

許証

(2) 外国の個人又は無国籍者については、外国のパスポート又はそれに相当する文書

(3) モンゴル国の16才未満の個人については、出生証明又はそれに相当する文書

第12条 自由地区内の法人の登記の調整

1 自由地区において経済活動に従事する法人は、自由地区の行政管理者の部局に対し次の文書を具備して登記を受ける。

(1) モンゴル国の法人である場合には、申請書、法人国家登記証の写し及び登記料の納付証

(2) 外国の法人である場合には、申請書、外国国家が法人を証明した文書の写し、委任状及び登記料の納付証

2 自由地区の行政管理者の部局は、前項所定の文書を接受した後5業務日以内に審査し、関連する手続所定の要求を満たしたと認める場合には、自由地区内の法人登記に登記し、証明を授与し、かつ、当該証明は、当該自由地区においてのみ効力を有する。

3 自由地区の行政管理者の部局は、外国投資を伴う法人及び投資について情報を自由地区に係る事項を所管する国家行政中央機関に対し四半期ごとに送付する。

4 自由地区の行政管理者の部局において登記を受けた法人は、他の法人との契約に基づき共同で活動することができ、かつ、自由地区において契約により共同で活動する法人は、この法律の定めに従い登記を受け、自由地区内の法人登記証を取得する。

5 自由地区において活動に従事する法人は、次の事由により自由地区内の法人登記からこれを抹消する。

(1) 投資契約を締結し、自由地区内の法人登記証を授与された日後1年の期間に契約又は定款所定の基本的生産又は役務に従事しなかったこと。

(2) 活動に従事したが、連続12か月超の期間にわたり活動が自己による原因により中断し、又は停止したこと。

(3) 解散に関する裁判所の判決が出たこと。

第13条 自由地区内の支払決済の実行の調整

1 自由地区内の支払決済は、国の通貨又は外国の通貨によりこれを実行する。

2 自由地区においては、銀行、非銀行金融機関及びその支店が単位を設立することと関連する関係は、関連する法律によりこれを調整する。

第14条 自由地区内の専門的監督の調整

1 自由地区内の専門的監督の活動は、専門的監督に係る中央機関が連携してこれを調整する。

2 次の事由により監督・検査を行う。

(1) 税関監督の過程において、家畜、動物、植物又は検疫と関係する必須の検査要求が発出されたこと。

(2) 自由地区内の製品、食品の衛生、建築施設の品質又は自然環境の汚染と関係する苦情が申し立てられたこと。

第15条 自由地区内の労働への従事に係る特別規則

1 自由地区において国外からの労働力又は専門家が活動することに対しては、労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する法律第4条第1項第(4)号の規定は、これを適用しない。

2 自由地区における経済単位若しくは組織又は個人は、外国の個人を業務ポストにより保障し、収入のある業務又は役務に従事させた場合には、業務ポストに係る納付

金の全額につき免除される。

- 3 自由地区において活動する法人は、自己の従業員の能力を高め、又は専門的技能を取得させる方針により計画又はプログラムを実行した場合には、費用を当該年度の課税所得金額から控除して計算する。

第 16 条 自由地区内の租税に係る特別規則

- 1 自由地区においては、租税に係る次の軽減又は免除を適用する。

- (1) 国境外から自由地区へ輸入した物品については、輸入関税、付加価値税及び特別税を課さない。
- (2) 輸入関税、特別税及び付加価値税を納付し関税領域へ持ち込んだ物品を自由地区へ持ち込むのにおいては、租税を課さず、かつ、関税領域において当該租税を納付した証憑に基づいてその他の租税から控除を行い、還付を授与する。
- (3) モンゴルの物品を関税領域から自由地区へ持ち込むのにおいては、付加価値税を零パーセントの割合により課する。
- (4) 関税率及び関税に関する法律第 38 条第 1 項第(4)号所定以外の旅行者の購入した 300 万トゥグルグまでの価値を有する物品を自由地区から関税領域へ持ち出すのにおいては、関税及び付加価値税を免除する。
- (5) 前号所定以外の物品を自由地区から関税領域へ持ち出すのにおいては、関税その他の租税を関連する法律に従い課する。
- (6) 物品を自由地区から国境外へ搬出するのにおいては、租税を課さない。
- (7) 自由地区において登記した個人又は法人が自由地区領域において生産し、若しくは販売した物品、履行した業務又は提供した役務については、付加価値税を課さない。

- 2 第 10 条第 2 項又は前項第(4)号所定の 300 万トゥグルグまでの価値を有する物品の品目リストは、政府がその都度これを承認することができる。

- 3 第 10 条第 2 項又は前項第(4)号所定の 300 万トゥグルグまでの価値を有する物品には、特別税を課すべき物品、薬品、医療用品及び生物学的活性製品は、含まれない。

- 4 自由地区においては、経済単位の所得税に係る次の軽減又は免除を適用する。

- (1) 自由地区において専らエネルギー、熱資源、ライン・ネットワーク、飲料水の供給、下水処理、自動車道路、鉄道、空港及び通信基礎ネットワーク等のインフラストラクチャーに 50 万米ドル以上の範囲の投資をした経済単位が自由地区から取得した所得については、投入した投資の 50 パーセントと等しい範囲の所得税の軽減を与える。
- (2) 自由地区において倉庫、積卸装置、ホテル、ツーリズム・コンプレクス又は輸入代替製品若しくは輸出用製品の工場を建設するのにおいては、30 万米ドル以上の範囲の投資をした経済単位が自由地区から取得した所得については、投入した投資の 50 パーセントと等しい範囲の所得税の軽減を与える。
- (3) 自由地区において投資した経済単位の税務申告書により生じた欠損は、すべての建設業務が終了し、特定の生産又は活動へ従事した後の 5 年において課税所得からこれを控除して計算する。

- 5 自由地区においては、第 1 項及び前項所定のほか、次の租税の軽減又は免除を適用する。

- (1) 自由地区においてイノベーション又は高度技術に基づく生産に従事する経済単位は、利益のある活動に従事した後の 5 年において課すべき所得税が免除される。
- (2) 自由地区において建設されて登記された建築施設については、不動産に係る

租税の全額を免除する。

- 6 自由地区において登記した法人は、自由地区において従事した活動に係る財務諸表及び税務申告書を関連する手続に従い発行し、自由地区の行政管理者の部局に提出する。

第 17 条 自由地区内の特別規則その他役務の調整の実施

- 1 自由地区の行政管理者の部局は、国家登記、租税、関税、検査による通過及び検疫に係る規則を実施する業務を関係する国家行政中央機関と締結した協定に基づき当該業務に係る代理を通じて引き継いで実施する。
- 2 自由地区の行政管理者の部局は、社会の正常な秩序を維持し、火災の危険を防護し、医療緊急救助、衛生及びインフラストラクチャーの確保に係る役務等を当該事項につき責任を負う国家機関又は私的形態機関と締結した協定に基づき実施する。
- 3 自由地区の行政管理者の部局は、前項所定の活動の実施についての情報を関連する機関に対し法令の定めに従い送付する。

第 5 章 自由地区における経済活動への従事

第 18 条 自由地区において従事する活動の種類

- 1 自由地区においては、モンゴル国の有効に実施している法律により決定した必要に適合した生産、役務、ホテル、貿易、国際銀行、金融、有償の予想ゲーム及びギャンブル等すべての種類の活動を展開することができる。
- 2 自由地区においては、特別認可証を必要とする活動は、経済活動の特別認可証に関する法律に従い調整する。

第 19 条 自由地区の経済活動に係る収入

- 1 自由地区の行政管理者の部局は、次の収入を国家予算に集中する。
 - (1) 自由地区における経済単位又は組織及び個人の所得税並びにこれらの者から取得する徴収金
 - (2) 自由地区の国有建築施設の占有若しくは使用に係る対価又は役務提供に係る対価
 - (3) 地代
 - (4) その他の経済業務又は役務の収入
- 2 前項所定の収入の 20 パーセントまでの部分は、自由地区を発展させ、インフラストラクチャーの建設業務を加速させ、経済的効果・利益を増加させ、又は地方の発展を支援する目的のために支出する。

第 20 条 自由地区の行政管理者による地方の国民代表者会議又は政府との連係

- 1 自由地区の行政管理者は、当該自由地区を設立して発展させる事項について地方の国民代表者会議又は政府と共同して活動する。
- 2 地方の人口の就業及び生活水準は、これを向上させる。
- 3 自由地区、アイマグ及び地方公共団体は、意義のある生産に係るインフラストラクチャーを環境にフレンドリーに発展させる計画又は措置を共同して実施する。

第 21 条 投資家会議

- 1 自由地区は、投資を誘致し、投資家の権益を保護し、又は自由地区の発展を支援し、若しくは宣伝する目的を有する投資家の代表者により構成する投資家会議を有する。
- 2 投資家会議は、会議により承認した定款により活動を調整する。
- 3 投資家は、自由地区に係る事項を所管する国家行政中央機関と締結した契約に基づいて自由地区のマネジメントを実施することができる。

第6章 自由地区内の土地関係

第22条 土地の調整

- 1 自由地区の土地は、国境検問所の地域に属しない。
- 2 自由地区内の土地は、個人又は経済単位若しくは組織に対しこれを占有させ、又は使用させる決定を自由地区の行政管理者が発出し、その部局が土地占有者又は土地使用者と契約を締結し、かつ、当該決定に占有し、又は使用する土地の範囲及び期間を表示する。
- 3 自由地区において個人又は経済単位若しくは組織に対し土地を占有させ、又は使用させる土地の区画価格及び地代の範囲は、政府がこれを確定する。
- 4 土地を占有し、又は使用する権利は、提案の選抜又は競売のうちのいずれかの形式を用いてこれを授与する。
- 5 自由地区において土地を占有し、又は使用する権利を提案の選抜により取得した法人に対しては、関連する法令所定の手続に従い係数により確定した競売の開始価格に相当する範囲の一括納付額を納付した後に土地を占有し、又は使用する権利の証明を授与する。
- 6 第12条第5項第(1)号又は第(2)号所定の事由が生じた経済単位の土地を占有し、又は使用する権利は、これを失効させる。
- 7 自由地区において土地を占有し、又は使用することと関連するこの法律所定以外の関係は、土地に関する法律により調査する。

第23条 地代の軽減又は免除

- 1 貿易、ツーリズム又はホテル・サービスに従事する経済単位は、活動に従事した日から自由地区において占有し、又は使用する土地の地代が当初の5年においては100パーセント、次の3年においては50パーセントの割合により軽減される。
- 2 自由地区においてエネルギー、熱資源、ライン・ネットワーク、飲料水の供給、消毒又は清掃施設、自動車道路、鉄道、空港又は通信基礎ネットワーク等のインフラストラクチャー及び生産に従事する経済単位又はその支店は、活動に従事した日から自由地区において占有し、又は使用する土地の地代が当初の10年において100パーセントの割合により免除される。
- 3 自由地区において土地を使用し、又は占有する契約を締結したモンゴル国又は外国の法人又は個人が土地の効果・利益を使用し、占有し、又は保護することについて引き受けた義務を履行する状況を考慮して当該法人又は個人については、地代を一定の期間にわたり軽減することができる。
- 4 前項所定の地代を軽減する期間又は割合を確定する事項は、政府がこれを決定する。

第7章 自由地区のインフラストラクチャー

第24条 自由地区のインフラストラクチャー及び建築施設

- 1 自由地区発展の全体的計画は、政府がこれを承認する。
- 2 前項所定の全体的計画に従い自由地区の都市建設、インフラストラクチャー及び建築施設を施工することと関連する関係は、都市建設に関する法律、建築に関する法律、自動車道路に関する法律、エネルギーに関する法律その他の関連法令によりこれを調整する。
- 3 自由地区のインフラストラクチャー又は建築プロジェクトは、コンセッション契約に基づいて建設することができる。
- 4 自由地区のインフラストラクチャーは、前項所定のほか、国若しくは地方の予算、

私的形態の投資、外国のローン若しくは援助又は政府の債券により資金を供与することができる。

第8章 自由地区の警備

第25条 自由地区の警備

- 1 自由地区は、国の特別対象に属する。
- 2 国境検問所にある自由地区の警備義務は、国境防護機関その他の自由地区の警備義務と関連する機関と締結した協定に基づきそれぞれこれを履行する。
- 3 自由地区の社会安全及び正常な秩序を維持する義務は、警察機関がこれを履行する。

第9章 その他の規定

第26条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 自由地区の行政管理者は、自由地区においてよるべき特別規則に違反した個人又は法人の特別地区において活動に従事する登記証明を失効させる。(2016年9月1日施行)
- 2 自由地区において活動に従事する経済単位が自由地区の行政管理者と締結した契約の期間が終了となる前に破産以外の事由により解散し、又は自由地区における活動を停止した場合には、軽減し、又は免除した租税の割合範囲の合計をもって当該経済単位の租税債務へ転換して計算する。
- 3 自由地区に関する法令に違反した者に対し刑事責任を引き受けさせない場合には、故意又は過失のある者に対しては、裁判官は、次の行政処罰を科する。
 - (1) 自由地区の特別規則に違反した個人、法人又は公務員は、1か月の最低労働賃金額に5倍から10倍までを乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
 - (2) 第16条第1項、第2項又は第5項の定めに違反して軽減又は免除を授与した公務員は、1か月の最低労働賃金額に15倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
- 3 この法律に違反した公務員の行為が犯罪の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。(2016年9月1日施行)
- 4 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。(2016年9月1日施行)

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)